

みやざきひなたビジョンコンテンツ放映基準

令和3年3月17日

宮崎県オールみやざき営業課

1 趣旨

この基準は、宮崎県（以下「県」という。）が、首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館 KONNE」（以下「コンネ」という。）に設置するみやざきひなたビジョンのコンテンツ放映に関する基準を定めるものとする。

2 放映方針

みやざきひなたビジョンで放映するコンテンツは、宮崎の食や観光、文化、スポーツなどさまざまな魅力を、新宿に来街する幅広い皆様にPRし、コンネへの来館を促すとともに、宮崎の認知度向上や総合的なイメージアップを図る目的のものとし、その目的の範囲内において活用することができる。

3 放映基準

みやざきひなたビジョンで放映するコンテンツが次の各号のいずれかに該当するときは、放映することができない。コンテンツの放映中において当該各号のいずれかに該当するに至ったときも、同様とする。

- (1) 法令、規則等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 青少年の保護又は健全育成上好ましくないもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 社会的な主義主張を掲載するもの
- (7) 第三者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
- (10) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 色彩、デザイン等により周辺の景観を害するおそれがあるもの
- (12) 無音声で見た場合、内容が理解できないもの
- (13) その他、県や小田急電鉄株式会社がコンテンツとして放映することが適当でないと認めたもの

4 規制業種又は事業者

次のいずれかに該当する業種又は事業者のコンテンツは、放映しない。コンテンツの放映中において当該各号のいずれかに該当するに至ったときも、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の規定

- に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種又は事業者
- (2) 消費者金融に関する業種又は事業者
 - (3) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種又は事業者
 - (4) 商品先物取引及び貸金業に関する業種又は事業者
 - (5) 法令に定めのない医療類似行為に関する業種又は事業者
 - (6) 国及び県から指名停止等の不利益処分を受けている事業者に関する業種又は事業者
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員となっている業種又は事業者
 - (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する業種又は事業者
 - (9) 各種法令に違反している業種又は事業者
 - (10) その他、県や小田急電鉄株式会社が首都圏情報発信拠点で放映することが適当でないと認められる業種又は事業者

5 その他

コンテンツの放映に関し疑義が生じた場合には、県やコンネ、運営事業者等が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。